

福岡県医発第 1114 号(総)

平成 17 年 9 月 9 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋 康 弘



福岡県警察の照会等業務に関する協力について (お願い)

拝啓 初秋の候 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび福岡県警察本部より、標題のことについて協力依頼がありました。

本件については、本年 4 月からの個人情報保護法の全面施行に伴い、従来から福岡県警が各医療機関に対し行っている、照会依頼への協力が得難くなってきているため、従来同様の協力をいただきたいとのことであります。

このことについては、本会としても医療機関としての社会に対する責務や、情報を提供しなかったことによる事件の拡大等も勘案し、できるかぎり協力することが望ましいと考えております。

しかしながら、患者さんの情報を提供する上で、本人の同意が得られない場合や、個人情報保護法の問題等、確認しておかねばならないことについて、下記のとおり福岡県警と申し合わせをいたしました。

つきましては、警察からの照会等につきましては、下記申し合わせ事項に十分ご留意いただき、できるかぎりご協力賜りますよう会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具

小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵

記

福岡県警察本部との申し合わせ事項（医療機関としての対応）

- ①警察からの照会等があった場合は、できるかぎり協力することとし、真摯な対応をとる。
- ②警察からの照会等の場合は、文書での照会を原則とするが、電話での照会があった場合は、第三者の悪質な不正を防止する意味でも、一旦電話をかけ直して対応する。
- ③警察からの照会等に対し、個人情報保護法第 23 条 1 項各号のいずれに該当しているか確認する。なお、文書での照会や電話での照会等の根拠が第 1 号「法令に基づく場合」である場合は、本人の同意は不必要である。
- ④回答に際しては、民法第 709 条（不法行為による損害賠償）への配慮も必要であるため、例えば、照会とは無関係な書類まで丸ごと複写して交付するなど、範囲を著しく逸脱した対応がないように留意すること。
- ⑤死者に関する情報は、個人情報保護法の対象外である。

《参 考》

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。